

市からのお知らせ

高齢基礎年金の年金請求について

市民課 国民年金係
 (内線3111・3116)

内 老齢基礎年金の支給開始は原則として65歳からです。
 日本年金機構から、65歳到達の3か月前に「年金請求書」等が送付されますので、案内を読んで年金請求書の手続きを行ってください。

老齢基礎年金を受けられるのは、保険料を納めた期間と保険料を免除された期間(カラ期間※を含む)が最低25年(300月)ある方です。

また、希望すれば、65歳になる前(繰上げ請求)や66歳以後(繰下げ請求)に老齢基礎年金を受け取ることができます。

市役所窓口で年金請求書の受付ができるのは、加入期間が国民年金第1号被保険者の方のみです。過去に第2号または第3号被保険者期間のある方は、年金事務所での手続きになります。

詳しくは市役所または年金事務所にお問い合わせください

浦添年金事務所 ☎877-0733

※平成3年3月までの学生であって国民年金に任意加入しなかった期間、または日本人であって海外に居住していた期間のうち国民年金に任意加入していなかった期間など

児童手当現況届の提出について

児童家庭課 児童係
 (内線3617・3618)

内 児童手当の受給資格要件を確認するため、毎年6月1日における状況を記載した「現況届」の提出が必要です。

5月末日現在の児童手当の受給者には、現況届の案内を郵送しています。内容を確認し、必要事項を記入の上、現況届を郵送または窓口にて、6月中に提出してください。

現況届の提出がないと、6月分以後の児童手当の振り込みがでなくなりますので、ご注意ください。

なお、5月に新たに児童手当の手続きをして6月分から支給開始となる方は、現況届の提出の必要はありません。

提出方法 6月3日(月)～6月28日(金)

(1) 郵送の場合 同封の返信用封筒に現況届および必要書類を入れ、郵送してください。

(2) 窓口持参の場合 窓口での混雑が予想されるため、地区ごとに受付指定日(案内通知書に記載)を設けています。受付指定日に来庁できない方は、6月28日(金)までに郵送または窓口にて現況届および必要書類を提出してください。

① 受付場所 市役所2階

2022外部会議室(児童家庭課裏側)

② 受付時間 午前9時～午後5時

※土日・祝日を除く(昼休み時間も受付しません)

必 (1)平成25年度児童手当現況届

※窓口持参される方は受給者の認印も

浄化槽の維持管理について

環境保全課 (内線3212)

内 公共下水道を利用していないご家庭には、浄化槽等が設置されています。浄化槽は、家庭から出る汚水をきれいにする大切な装置です。定期的に手入れをしなければ機能が低下し、「汚水のたれ流し」や「悪臭」の原因となります。

また、維持管理を怠ると、浄化槽が詰まり、あふれ出すなど、周りの人たちに迷惑をかけることとなります。

年に1度は「清掃」「汲み取り」を許可業者に依頼してください。また、県に登録している業者に依頼し、浄化機能などの法定検査を受けてください。

市民の生活環境を「汚水」や「悪臭」などで壊さぬよう、浄化槽の維持管理に努めましょう。

問い合わせ

◆ 汲み取り・清掃業者

許可業者 山川和夫

☎090-330208-9738

◆ 法定検査機関

(社) 沖縄県環境整備協会

☎035-880033

合併処理浄化槽設置補助金について

環境保全課 (内線3212)

内 浦添市の生活排水は、公共下水道あるいはご家庭個々の浄化槽により処理されています。

しかし「単独処理浄化槽」が設置されている場合、台所・風呂場・洗濯排水などの雑排水を処理することができない

浦添市役所(代) ☎876-1234 代表番号へお掛けになった後、内線番号をお伝えください。



児童手当の支給は、6月10日(月)です。

6月期の振込分は、平成25年2月分から5月分の児童手当です。
 振り込みについては、通帳を記帳してご確認ください。
 ※児童手当の詳細については、
 (<http://www.urasoe.lg.jp>)
 浦添市ホームページ右上のサイト内検索→「児童手当」→検索でご覧になれます。

お持ちください。

(2) その他状況に応じて必要な書類

① 受給者が厚生年金または共済年金に加入している場合

- ・ 受給者の健康保険被保険者証等の写し
- ② 受給者と児童が別居している場合
- ・ 住民票謄本(児童が属する世帯全員が載っているもので、筆頭者および本籍地の記載があるもの)
- ・ 監護・生計同一申立書

③ 受給者またはその配偶者の平成25年1月1日における住所が他市区町村にあつた場合

- ・ 受給者と配偶者の平成25年度所得課税証明書(平成24年中の所得金額、扶養人数、控除額の記載があるもの)
- 平成25年1月1日に住んでいた市区町村からお取り寄せください。

※①～③以外にも必要に応じて指定する書類を提出していただく場合があります。

電波利用環境保護周知啓発強化期間 6月1日～6月10日

私は守ります。電波のルール

守ろう! 電波のルール!

- 無線機の使用には技術マークの確認を!
- 電波の利用には、原則、免許が必要!
- 外国規格の無線機は国内では使用できません。

総務省沖縄総合通信事務所 監視調査課 ☎098(865)2308

め、海や川を汚しています。家庭から出る汚水のすべてを処理する「合併処理浄化槽」の普及にご協力ください。

市では、家庭設置の浄化槽で「単独処理浄化槽」から「合併処理浄化槽」に転換する場合、工事費の一部を補助しています。

対 「下水道の整備が見込まれない区域」および「整備されるまで相当の期間を要する区域」で、既設の単独処理浄化槽または汲み取り便所を合併処理浄化槽に変更する場合は補助の対象です。

10人槽以下の合併処理浄化槽補助限度額

- ① 5人槽・・・33万2000円
- ② 6～7人槽・・・41万1000円
- ③ 8～10人槽・・・51万9000円

※工事着工後の申請は受付できませんので、事前に環境保全課へお問い合わせください。